⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① have Grade A, B or C in terms of the qualification in the categories of "offer of services" (Information processing or software development) for participating in tenders by Ministry of the Environment (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012:

② not come under Article 5 of Detailed Rules concerning the Contract for NIES. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause:

③ not come under Article 6 of Detailed Rules concerning the Contract for NIES:

④ are not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract:

⑺ Time limit of certification: 5:00 PM, March 14, 2012

⑻ Time limit of tender: 2:00 PM, March 22, 2012

⑼ Contact point for the notice: Yuika Terui, Accounting Section, General Affairs Division, Incorporated Administrative Agency, National Institute for Environmental Studies, 16―2 Onogawa, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305―8506 Japan. TEL 029―850―2321

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月2日

支出負担行為担当官

水産庁長官　佐藤　正典

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成23年度石巻漁港重力式岸壁災害復旧工事

⑶　工事場所　宮城県石巻市魚町２丁目

⑷　工事内容　－７m岸壁、構造物撤去工　１式、基礎工　１式、土工　１式、本体工　１式　水中コンクリート　約7537㎥　直立消波ブロック撤去・据付　約258個、上部工　１式、裏込・裏埋工　１式、舗装工　１式、付属工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　平成25年３月15日まで。

⑹　本工事は、簡素な施工計画等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施工される公共工事であるため、工事請負契約書第34条第１項中「10分の４」を「10分の５」に読み替え、同条第５項中「10分の４」を「10分の５」に、「10分の６」を「10分の７」に読み替え、同条第６項及び第７項中「10分の５」を「10分の６」に、「10分の６」を「10分の７」に読み替える。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第86条第１項による調査を受けた者との契約については工事請負契約書第34条第１項中「10分の４」を「10分の２」とし、第５項、第６項及び第７項もこれに準じて割合を変更するものとする。なお、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

⑼　契約締結後に工事請負契約書第45条の２（談合等不正行為があった場合の違約金等）に示す事項に該当する場合は、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合は、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として支払わなければならない。

⑽　本工事は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行工事である。

⑾　本工事は、入札説明書の交付、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う（以下「電子入札方式」という。）対象工事である。なお、電子入札方式によりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑿　本工事は、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年４月28日法律第61号）に基づき実施する工事である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　農林水産本省における平成23・24年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係るＡ等級の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　農林水産本省における「土木一式工事」に係る経営事項審査に基づく総合評定値通知書の総合評点が、1,500点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再審査の総合評点が1,500点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートに限る。））工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートを除く。））工事

イ　漁港又は港湾における重力式護岸又は重力式防波堤（ただし、海上工事に限る。）工事

⑹　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で65点以上であること。）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

３）平成13年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、同種又は類似工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートに限る。））工事